

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名)

栃木労働局

- 1 開催日 平成29年1月24日(火)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | | |
|-----|-------|------|
| 委員長 | 中尾 久 | 大学教授 |
| 委員 | 洪川 孝夫 | 弁護士 |
| 委員 | 遠井 洋子 | 税理士 |
- 3 審査対象期間 平成28年7月1日 ~ 平成28年12月31日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	0件
・審議件数	0件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	0件
・審議件数	0件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	7件
・審議件数	7件
うち、契約金額が500万円以上の案件	1件
うち、参加者が1者しかないもの	0件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	0件
・審議件数	0件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	0件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの	0件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件

5 審査案件の抽出方法

案件すべてを審査対象とした。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

所見なし。

平成28年度 第2回栃木労働局公共調達監視委員会議事概要

- 1 開催日 平成29年1月24日(火) 13:30~15:30
- 2 場所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階第2小会議室
- 3 委員(敬称略) 委員長 中尾 久(大学教授)
委員 渋川 孝夫(弁護士)
委員 遠井 洋子(税理士)
- 4 審査対象期間 平成28年7月1日から同年12月31日までの契約分
- 5 審査契約件数
 - (1) 公共工事【競争入札によるもの】 別紙様式1
審査対象件数 : 0件
審議件数 : 0件
 - (2) 公共工事【随意契約によるもの】 別紙様式2
審査対象件数 : 0件
審議件数 : 0件
 - (3) 物品・役務等【競争入札によるもの】 別紙様式3
審査対象件数 : 7件
審議件数 : 7件
 - (4) 物品・役務等【随意契約によるもの】 別紙様式4
審査対象件数 : 0件
審議件数 : 0件
- 6 委員からの意見・質問に対する回答等
 - (1) 公共工事【競争入札によるもの】 別紙様式1
該当案件なし。
 - (2) 公共工事【随意契約によるもの】 別紙様式2
該当案件なし。
 - (3) 物品・役務等【競争入札によるもの】 別紙様式3
整理番号1(下半期栃木労働局において使用する各種封筒の作成)
質疑: 業者によって金額に差が出てくるのはなぜか。紙質に差があるのか。
回答: 金額の差は各業者の入札金額によるものなので、詳細はわからないが、経費削減等の企業努力によるものと思われる。上半期と下半期では別の業者が落札しているが、いずれも紙質が劣るという苦情は各部署から出ておらず、品質上問題はないと考える。
質疑: 落札者を決めるのは金額の安さだけなのか。安いと品質が悪いような印象があるが、紙の品質等は考慮されないのか。
回答: 入札は金額が安いというのが一番の要件になるものだが、調達する案件によってある程度の性能、基準、品質等を保たなければならないようなものは、金額以外に一定の下限を設けたり、一定の能力があるかという要件を合わせて総合評価を行うものもある。しかし、今回の封筒のように品質の差はないと思われるものについては、値段の安さのみを要件としているところである。

整理番号2（デジタルモノクロ複写機交換購入及び保守契約）

質疑：予定価格と契約金額とにかなりの差があるが予定価格は適正か。
また、かなり安い金額での落札となっており、落札業者や納入機種は信用できるものか。

回答：予定価格は複数の業者からの見積書により市場価格を調査した上で設定したものであり、適正であると考えているが、実際の入札では競争が働き、予定価格と落札額との間に差が出てしまっている状況である。
落札業者の機種は過去の調達で既に当局内の各施設で使用しており、良好に使用できているため、業者や機種に問題はないと思われる。
また、入札に参加する業者は審査を受けて全省庁統一の参加資格を取得しているため、信用できる業者として判断している。

整理番号3（雇用保険関係印刷物4点作成）

質疑：契約額にデザイン料は含まれるのか。紙媒体でなく、ホームページでの情報提供等で代替することはできないのか。印刷物が余った場合はどうするのか。

回答：毎年作成が必要なものであり、前回の原稿を基に修正を依頼するためデザイン料はかかっている。この印刷物は主にハローワークの窓口へ来所した事業主や求職者へ提供するものであり、ホームページで情報提供する趣旨のものでないため、代替は不可である。印刷物が余った場合は内容的には新年度でも使えるものなので、繰り越して使用している。

整理番号5（栃木労働局管内庁舎17施設の建築物及び建築設備点検調査業務委託）

質疑：具体的にどのような点検業務で、どれぐらいの間隔で行うものなのか。
入札に参加した業者によって金額に差があるのはなぜか。

回答：例えば、建築物にヒビが入っていないかとか、火災報知機が正常に作動するか等を点検する業務で、建築物は3年毎に、建築設備は毎年行うものである。業者によって金額に差があるのは、各業者によって値段の設定が異なるため、落札した業者は、各監督署・安定所を小規模建物と判定しているため安くできるということを確認している。

全体的なもの

質疑：予定価格と契約金額との差が大きい案件が多く見られるが、予定価格の設定が高いのでは。

回答：予定価格は契約金額との乖離がないよう、市場価格をよく調べて設定しているが、入札となると業者が安く札を入れてくるので、蓋を開けてみなければわからず、難しいところである。予定価格と契約金額に乖離がないよう以前から努力はしているところであり、今後はより精度を求めていきたい。

質疑：契約書の印紙税について、課税か非課税かは確認しているのか。

回答：契約の相手方が株式会社であるとか、財団法人であるとかで、課税事業者であるか、非課税事業者であるか、案件ごとに確認して契約している。

（4）物品・役務等【随意契約によるもの】 別紙様式4
該当案件なし。

7 審査結果

不適切な契約事案は認められない。